

## 介護従事者等への慰労金に係る給付申請の受付を開始します

国の令和2年度第二次補正予算にて成立した「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」について、本県においても、本日から下記のとおり給付申請の受付を開始します。

### 記

#### 1 申請期間

- ・ 令和2年7月27日（月）～令和3年2月26日（金）
- ・ 早期の支払いを期するため、申請については、令和2年12月末日までに申請いただきますようご協力願います。

#### 2 給付対象

- ・ 対象期間（※1）中に10日以上、介護サービス事業所・施設等（※2）において、利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事した職員（※3）  
（※1）本県において新型コロナウイルス感染症患者1例目が発生した日（令和2年3月17日）から令和2年6月30日までの期間  
（※2）全ての介護サービス事業所及び介護施設等  
（※3）資格や職種、雇用形態に関わらず、要件を満たす方は対象となります。
- ・ 退職者の方であって、現在、どこの介護サービス事業所・施設等にも勤務されていない方も、上記の要件を満たす場合、給付対象となりますので、該当する方におかれましては、まずは、対象期間中に勤務されていた介護サービス事業所・施設等にご相談ください。

#### 3 給付額

- ・ 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員には、1人20万円を給付します。
- ・ それ以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員には、1人5万円を支給します。
- ・ 複数事業所等を兼務していても慰労金の支給は1人1回です。また、慰労金は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金も含め、1人につき1回限り受給できるものです。
- ・ 詳細な給付額の区分については、4に示す県ホームページ上のWebページに掲載している各種資料をご参照ください。

#### 4 その他申請方法等の詳細

- ・ その他申請方法や申請様式等については、県ホームページ【ホーム>子育て・健康・福祉>介護・高齢者福祉>介護保険・高齢者福祉総合>】の「かがわ介護保険情報ネット」に掲載しているWebページにてご確認ください。  
➤URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>

#### 5 問い合わせ先

- （1）制度内容（給付対象・給付額、各様式への入力方法等）に関する問い合わせ  
⇒厚生労働省老健局 新型コロナ緊急包括支援交付金（介護分）コールセンター  
03-5253-1111（内線3907、3807）（受付時間：9時30分から18時 ※土・日・祝日除く）
- （2）申請した書類の受付状況（受付状況・支払時期等）に関する問い合わせ  
⇒香川県健康福祉部長寿社会対策課  
087-832-3886、3887（受付時間：9時から17時 ※土・日・祝日除く）